

茨木市地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書発行要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第1項から第3項まで、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第12条第23項から第26項まで及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条第6項並びに平成18年国土交通省告示第465号及び第466号に定めるもののほか、地方税法施行規則附則第7条第6項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第12条第19項に掲げる基準に適合する旨を証する書類（以下「証明書」という。）の発行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造戸建住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、かつ、一戸建ての住宅、長屋住宅又は共同住宅（階数が3以上で、かつ、延べ床面積が1,000平方メートル以上のものを除く。）に該当するもの（店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断技術者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅の耐震診断と補強方法講習会の受講修了者（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士に限る。）
 - イ 公益社団法人大阪府建築士会が主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会の受講修了者名簿に登録された者
- (3) 現行の耐震基準 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4に規定する基準並びに建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第2項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準をいう。
- (4) 証明申請 地方税法附則第15条の9第1項の適用を受けようとする者が証明書の発行を申請することをいう。
- (5) 証明申請者 証明申請を行う者をいう。
- (6) 証明申請書 証明書の発行を受けるために証明申請者が市長に提出する、地方税法施行規則附則第7条第6項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類をいう。

(証明対象耐震改修)

第3 証明書の発行の対象となる耐震改修（以下「証明対象耐震改修」という。）は、現行の耐震基準に適合しない住宅において耐震改修が行われた結果、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 木造戸建住宅にあつては、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であると判定されたもの又は精密診断法（時刻暦応答計算による方法を除く。）による上部構造耐力の評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であると判定されたもの

(2) 木造戸建住宅以外の住宅にあつては、一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」若しくは「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める第2次診断法若しくは第3次診断法により計算される各階の構造耐震指標が0.6以上であること又は一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が低いと判定されたもの

(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価書の交付を受け、当該住宅性能評価書における耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるとされたもの

2 前項の規定にかかわらず、当該耐震改修に要した費用の額が500,000円以下であるものは、証明対象耐震改修から除く。

(証明対象住宅)

第4 証明書の発行の対象となる住宅は、原則として昭和57年1月1日以前から所在し、建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けて建築されたもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 茨木市木造住宅耐震改修等補助要綱（平成19年4月1日実施。次号及び第6第1号において「補助要綱」という。）第13の規定による補助金の額の確定の通知を受けたもので、耐震改修工事後の構造耐力評点を1.0以上高める工事であるもの

(2) 木造戸建住宅にあつては、前号に掲げるもののほか、補助要綱第4に規定する要件に適合するもの

(3) 木造戸建住宅以外の住宅にあつては、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震改修の計画の認定を受け、耐震改修を行ったもので、当該証明対象耐震改修に係る完了検査を受けたもの

(証明対象耐震改修の設計者等)

第5 第4第2号に掲げる住宅における証明対象耐震改修の設計業務を行う設計者及び工事監理者は、建築基準法第5条の4の規定及び建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例(昭和47年大阪府条例第11号)が適用される者とする。

2 第4第2号に掲げる住宅における証明対象耐震改修を行う工事請負人は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条による許可を受けている者とする。

(証明申請)

第6 証明申請者は、証明申請書に、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 第4第1号に掲げる住宅 補助要綱第13の規定による補助金の額の確定に係る通知書の写し

(2) 第4第2号に掲げる住宅 耐震改修工事完了報告書(様式第1号)及び別表第1に規定する書類

(3) 第4第3号に掲げる住宅 別表第2に規定する書類

(証明書の発行及び通知)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、適当と認めたものについて、証明書を発行するものとする。

2 市長は、審査の結果、証明書を発行しないことと決定したときは、証明申請者に対し、地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明申請却下通知書(様式第2号)により、その旨を通知するものとする。

(証明申請の取下げ)

第8 証明申請者は、証明書の発行を受ける前に、その申請を取り下げることができる。

2 証明申請者は、前項の規定による取下げをしようとするときは、地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明申請取下届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実地調査等)

第9 市長は、証明書の発行に際し、証明業務の適正かつ円滑な執行を図るため、職員に実地調査を行わせ、又は証明申請者に必要な書類の提出を求めることができる。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月18日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年6月21日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年6月7日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書発行要綱第3第2項の規定は、平成25年4月1日以後の契約に係る耐震改修について適用し、同日前の契約に係る耐震改修については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月3日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

別表第1（第6関係）

項	書 類	備 考
1	証明対象住宅の全部事項証明書又はその写し	
2	確認通知書及び検査済証の写し	ない場合にあつては、建築確認年月日又は工事完了年月日が推測できるもの
3	耐震改修工事前の位置図、配置図及び平面図	
4	耐震改修工事後の平面図	
5	補強説明書	各工事箇所について、どのような補強が行われたか明示したもの
6	改修箇所写真	改修前の各工事箇所について、工事が行われる部分がよく分かるように撮影したもの
7	工事工程写真	工事中の各工事箇所について、見え隠れ部分及び使用した材料がよく分かるように撮影したもの
8	改修写真	工事中の各工事箇所について、工事が行われた部分がよく分かるように撮影したもの
9	改修前の耐震診断結果報告書	耐震診断技術者の判定によるもので、現行の耐震基準に適合しない旨が示されたもの（耐震診断技術者の記名、押印があるものに限る。）
10	改修後の耐震診断結果報告書又は住宅性能評価書の写し	耐震診断結果報告書にあつては、耐震診断技術者の判定によるもの。住宅性能評価書にあつては、登録住宅性能評価機関が発行したもので、現行の耐震基準に適合する旨が示されたもの
11	耐震改修工事費用の明細書又はその写し	
12	耐震改修工事費用の領収書の写し	長屋住宅又は共同住宅にあつては、各共有者の工事費用負担割合が記載された書類（共有者全員の記名、押印があるもの）又は各区分所有者の負担割合を決議した管理組合の総会の議事録等、全体の工事費用のうち証明申請者が負担した住宅の耐震改修の額が確認できる書類又はその写し
13	前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	

別表第2（第6関係）

項	書 類	備 考
1	証明対象住宅の全部事項証明書又はその写し	
2	改修前の耐震診断結果報告書又は住宅性能評価書の写し	耐震診断結果報告書にあつては、建築士法第2条第1項に規定する建築士（木造建築士を除く。）の判定によるもの。住宅性能評価書にあつては、登録住宅性能評価機関が発行したもので、現行の耐震基準に適合しない旨が示されたもの
3	当該証明対象耐震改修に係る検査済証又は工事完了済証の写し	
4	耐震改修工事費用の明細書又はその写し	
5	耐震改修工事費用の領収書の写し	長屋住宅又は共同住宅にあつては、各共有者の工事費用負担割合が記載された書類（共有者全員の記名、押印があるもの）又は各区分所有者の負担割合を決議した管理組合の総会の議事録等、全体の工事費用のうち証明申請者が負担した住宅の耐震改修の額が確認できる書類又はその写し
6	前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	

様式第1号

(報告先) 茨木市長

耐震改修工事完了報告書

(第一面)

地方税法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修の要件を満たす工事が完了したことを報告します。

この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

(申請者)

印

(自署の場合は押印不要)

(設計者)

(工事監理者)

(工事施工者)

※特記欄	※受付欄

※印欄は記入しないでください。

(第二面)

申請者等の概要

【1 申請者】

【ア 氏名のフリガナ】

【イ 氏 名】

【ウ 郵便番号】

【エ 住 所】

【オ 電話番号】

【2 設計者】

【ア 資 格】 () 建築士 () 登録第 号

【イ 氏 名】

【ウ 建築士事務所名】() 建築士事務所() 知事登録第 号

【エ 郵便番号】

【オ 所在地】

【カ 電話番号】

【3 工事監理者】

【ア 資 格】 () 建築士 () 登録第 号

【イ 氏 名】

【ウ 建築士事務所名】() 建築士事務所() 知事登録第 号

【エ 郵便番号】

【オ 所在地】

【カ 電話番号】

【4 工事施工者】

【ア 氏 名】

【イ 営業所名】 建設業の許可 () 第 号

【ウ 郵便番号】

【エ 所在地】

【オ 電話番号】

【5 備 考】

(第三面)

建築物に関する事項

【1 地名地番】	茨木市				
【2 住居表示】	茨木市				
【3 敷地面積】					
【4 建築面積】					
【5 延べ面積】					
【6 建築物の階数】	地上 ()	地下 ()	
【7 改修工事着手日】	年	月	日		
【8 改修工事完了日】	年	月	日		
【9 関連図書の整備状況】					
【ア 確認を要した図書】	<input type="checkbox"/> 有	(<input type="checkbox"/> 各階平面図有り)	<input type="checkbox"/> 無		
【イ 確認済証】	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
	交付番号	年	月	日	第 号
【ウ 完了検査に要した図書】	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
【エ 検査済証】	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
	交付番号	年	月	日	第 号
【10 備考】					

様式第2号

茨 第 号

住 所
氏 名

地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく申請証明は、下記の理由により却下します。

記

1 建築物所在地 茨木市

2 却下理由

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号

年 月 日

(届出先) 茨 木 市 長

(届出者) 住所
氏名

印

(自署の場合は押印不要)

地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明申請取下届

年 月 日付けの建築物の地方税法施行規則附則第7条第6項
の規定に基づく証明申請を取り下げますので、次のとおり届け出ます。

記

- 1 建築物所在地 茨木市
- 2 取下理由